

学校事故対応に関する指針【改訂版】Q&A

(指針本文の該当箇所★マークを記載)

頁	質問 (Q)	回答 (A)
1 本指針の目的・対象・構成		
3	本指針の対象として登下校中の事故を含めるのはなぜか。登下校中の事故については全て学校に責任があるということか。	・本指針は、事故の発生・被害を最小限にとどめ、また事故が発生した際にはその要因を明らかにするとともに、得られた教訓を再発防止等の取組に繋げることを目的としています。その観点から、責任の有無に関わらず、所属する児童生徒等の状況についてまずは適切に把握することが重要であることから、登下校中の事故についても指針の対象として考えることとしています。
4	事故が発生した場合、本指針に全て従って対応しなければいけないのか。	・本指針は、これまでの学校の管理下における死亡事故や重大事故等の対応における課題等を踏まえ、事故の未然防止及び事故発生後の対応、事故発生時の要因分析、再発防止策、被害児童生徒等の保護者への関わりなどの基本的な考え方を示したものです。 ・こういった趣旨から、被害児童生徒等及びその保護者等に対して、学校、学校の設置者それぞれが、実情を踏まえて、事故発生時の丁寧な対応がなされるよう、都道府県等担当課等と連携しながら、本指針を参考に取り組んでいただきたい。
2 事故発生の未然防止		
5	独立行政法人日本スポーツ振興センター (JSC) の「学校事故事例検索データベース」や、国による詳細調査等の分析や各種事故情報はどこから得られるか。	・指針 5 ページに、以下のとおり URL を掲載しています。 ◆独立行政法人日本スポーツ振興センター 災害共済給付 Web 学校等事故事例検索データベース URL http://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/anzen_school/tabid/822/Default.aspx ◆学校安全ポータルサイト「文部科学省×安全教育」(「学校事故対応に関する指針・事故事例共有資料」等参照) https://anzenkyouiku.mext.go.jp/

4 事故発生後の対応の流れ		
17	報告対象には交通事故も含むのか。	・報告の対象は、登下校中を含む学校の管理下としているため、登下校中の交通事故も含みます。
頁	質問（Q）	回答（A）
17	報告対象の「治療に要する期間が30日以上 の負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故」とは、 具体的にどのようなケースか。また、負傷した 時点では、治療に要する期間が30日以上か かるかどうか分からない場合の報告はどのよう にしたら良いか。	・骨折、火傷、創傷（切創・裂創等）、身体 の欠損（歯を含む）、身体機能の喪失、口 腔内受傷などで30日以上の治療を要す る負傷・疾病を報告対象としています。 ・事故発生時点においては治療に要する期 間が未確定の場合であっても30日以上とな る可能性が高いと学校が判断したものは、 学校の設置者に報告をしてください。また、 30日以内に完治した場合には、取り下げ ることができるので、判断が困難な場合は 報告を行ってください。 ・また、治療に要する期間が30日以上で なくても、意識不明（人工呼吸器を装着、 I C Uに入る等）の場合や、身体 の欠損（歯を含む）・身体機能の喪失を伴 う事故等の場合も報告を行ってください。
17	私立・株式会社立学校が、都道府県等担 当課に報告する際、学校と学校の設置者のど ちらから報告すべきなのか。	・都道府県等担当課への事故の報告は、基 本的には学校の設置者から報告すると整理 をしていますが、都道府県等担当課におい て学校からの報告を求める場合はこの限 りではありません。 ・学校から都道府県等担当課に直接連絡 する場合であっても、学校設置者におい ても状況を把握することが重要であること に留意してください。
18	学校の設置者や都道府県等担当課からの 国への一報はどのようにしたら良いか。	・死亡事故及び意識不明など児童生徒等 の命に関わる重大な事案が発生した場合、 指針19ページの「報告、支援要請連絡系 統図」を参照し、国へ報告をしてください。 ・国への一報は、事故の重大性等に鑑み、 事故発生日中（遅くても翌日まで）にお願 いします。 ・なお、一報に当たっては、【参考様式4】 事故報告（基本調査・国への一報）を活用 いただきつつ、現時点で把握している状況 等について、電子メー

		ルまたは電話にて報告してください。
20	基本調査は、報告のあった事故の全てを実施するのか。	【p24 も同様】 ・本指針の対象は、死亡事故と重篤な事案であり、 具体の判断は、事案の性質に応じて、学校の設置者において行うものですが、特に、特別な事情がない限り、登下校中を含めた学校の管理下において発生した死亡事故については、全ての事案で実施してください。
頁	質問（Q）	回答（A）
20	基本調査で、関係する全ての教職員からの聞き取りを3日以内を目途に実施するとあるが、その期間内にできなくても良いか。	【p26 も同様】 ・事故の事実関係を保護者に対し、期間を空けずに可能な限り速やかに伝えることが重要です。このため、およそ3日以内を目途に関係する全ての教職員、必要に応じて、関係する児童生徒等から聞き取りを行うとともに、情報を整理して、調査着手から1週間内を目安に、被害児童生徒の保護者に、基本調査の経過及び整理した情報を説明することが望ましいと考えられます。
5－1 調査の目的・概要及び目標		
23	事故の発生要因等解明の目的で調査を実施することを言及しているが、教職員が管理監督している際に事故が発生した場合、個人の責任を追及することになるのではないか。	・本指針に基づく調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではありません。学校と学校の設置者が、事故の当事者として、事実に向き合い、再発防止に生かすためのものです。事故の対応については、学校長及び学校の設置者が責任を持って対応する必要があります。 ・なお、本指針にも記載していますが、事故発生の未然防止や、万が一事故が発生した場合の適切な対応について、事前に自校の危機管理マニュアル等を確認し、研修や訓練を行うなどの安全管理等を徹底しておくことが何よりも重要です。
5－2 基本調査の実施		
28	学校の設置者（都道府県・指定都市教育委員会及び国立大学法人の場合）、都道府県等担当課（私立・株式会社立学校の場合）において、「基本調査」の実施状況を年度ごとに取りまとめ、国からの求めに応じ報告するとあるが、どのような方法で行うの	【p37、38 も同様】 ・学校の設置者（都道府県・指定都市教育委員会及び国立大学法人の場合）及び都道府県等担当課（私立・株式会社立学校の場合）からの年度ごとの「基本調査」の実施状況の報告は、各学校から提出のあった【参考様式4】事故報告（基本調査・

	か。 (「詳細調査」の実施状況も含む)	国への一報) を使用し国に提出ください。
頁	質問 (Q)	回答 (A)
28	学校の設置者、都道府県等担当課において、死亡事故及び意識不明など児童生徒等の命に関わる重大な事案に係る基本調査結果(詳細調査への移行状況含む)については、結果がまとまった時点で速やかに国に報告、また、国の求めに応じ報告とあるがどのような方法で行うのか。	【p31 も同様】 ・死亡事故及び意識不明など児童生徒等の命に関わる重大な事案が発生した場合、指針「P19 報告、支援要請連絡系統図」を参照し、事故ごとに国へ報告してください。その際には、【参考様式4】事故報告(基本調査・国への一報)を活用いただき、詳細調査への移行状況も含め、電子メールで報告してください。 ・なお、途中経過の状況について、必要に応じて、国から情報提供をお願いする場合がありますのでご協力願います。
5－3 詳細調査への移行の判断		
30	詳細調査への移行には、具体的にどのような場合が当てはまらないのか。	・例えば、登下校中の交通事故等で警察の捜査により事故の原因等が明確となっている場合など、保護者の了承を得た上で、詳細調査に移行しないことが考えられます。
30	詳細調査への移行を保護者は望まないが、学校の設置者が、事故等の詳細な原因究明や再発防止の観点から詳細調査が必要と考えられる場合には、移行しても良いか。	・被害児童生徒等の保護者が望まない場合であっても、必要に応じて詳細調査に移行することは考えられますが、その際は、被害児童生徒等の保護者と十分に意思疎通を図るとともに、詳細調査実施の在り方等をよく検討して対応する必要があります。
31	学校の設置者等における詳細調査への移行に関する対応が進んでいない場合には、国が必要に応じ、助言等の支援を行うとあるが、どのようなことを想定しているのか。	【p33 も同様】 ・必要に応じ、文部科学省より、当該校の設置者にヒアリングし、詳細調査委員会の設置に関してのノウハウについて必要な助言を行うこと等を想定しています。
頁	質問 (Q)	回答 (A)
5－4 詳細調査の実施		
34	被害児童生徒等の保護者、詳細調査委員会、学校や学校の設置者をつなぐ役割を担	【p42 も同様】 ・「支援担当者」は、事故対応の知見を有する都道府

	う「支援担当者」とは、どのような役職が望ましいのか。また、学校の設置者が事故対応に精通した学識経験者に「支援担当者」を委嘱することも考えられるとあるが、どこに依頼したらよいかわからない場合、どのように対応したら良いか。	県又は市区町村の職員（教育委員会担当者等）を想定してします。 ・また、「支援担当者」として、事故対応に精通した学識経験者を委嘱したい場合の依頼先の相談については、まずは、都道府県等担当課に相談ください。
6 再発防止策の策定・実施		
38	都道府県等担当課が、基本調査や詳細調査の結果を再発防止に生かすとあるが、都道府県等において独自に有識者会議等を立ち上げ、専門的な検討や分析を行うことが必要なのか。	・都道府県等担当課における個別の有識者会議の設置を求めるものではありませんが、有識者等が参画する既存の会議等があれば議事や話題としていただき、専門的知見から意見を聞くことは、再発防止に繋げる観点から有効と考えます。
7 被害児童生徒等の保護者への支援		
42	改訂前の指針は、「コーディネーター」であったが、今回、「支援担当者」と変わったのは、何が変わったのか。	・基本的に、大きな役割の変更はないが、この「支援担当者」は、一義的には、学校の設置者が、被害児童生徒等の保護者と学校の二者間ではコミュニケーションがうまく図れず、関係がこじれてしまうおそれがあると判断したときに、被害児童生徒等の保護者と学校、双方にコミュニケーションを取ることができ、中立の立場で現場対応を支援することができるよう設置する者であることから、その趣旨が明確となるよう名称を変更したものです。
頁	質問（Q）	回答（A）
43	支援担当者について、事故の対応は複数年続き、同じ人が対応し続けることは難しいと考えるがどのようにしたら良いか。	・同一人物が支援担当者を複数年継続することは、現実的に難しい場合もあると考えられるため、複数人のチームとして対応するや確実な引き継ぎ

		を行うことが重要と考えます。特定の支援担当者への過重な負担とならないよう、担当者間において対応の共通認識を図りながら支援等ができるように努める必要があります。
【その他】		
	事故報告の様式として、【参考様式4】事故報告（基本調査・国への一報）を必ず使用しないといけないのか。	・本指針に示す【参考様式4】事故報告（基本調査・国への一報）は、事故の状況等を把握し、再発防止に生かす上で必要な項目を整理しています。また、国において年度ごとの基本調査結果の分析を効率的に行うことができるように処理を施した様式としています。 ・このため、学校の負担には十分配慮しつつ、特段の支障がない限りは、【参考様式4】事故報告（基本調査・国への一報）を用いていただくようお願いいたします。